

関西防災・減災プラン感染症対策編（検討案）の概要 （新型インフルエンザ等対策編）

H25.12.14 関西広域連合広域防災局

新型インフルエンザ等対策特措法及び感染症法上、中心的な役割を担う各構成府県・連携県が各府縣市行動計画の定めるところにより実施する対策を補完し、関西圏域全体としてより水準が高く統一性のある対策が実施できるよう、広域連合が各府縣市行動計画と整合性を図りつつ、府県域を超えた広域調整を行うための方針を取りまとめる。

1 本プランの対象とする感染症

(1) 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

- ① 新型インフルエンザ
- ② 再興型インフルエンザ

(2) 新感染症（感染症法第6条第9項）のうち全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

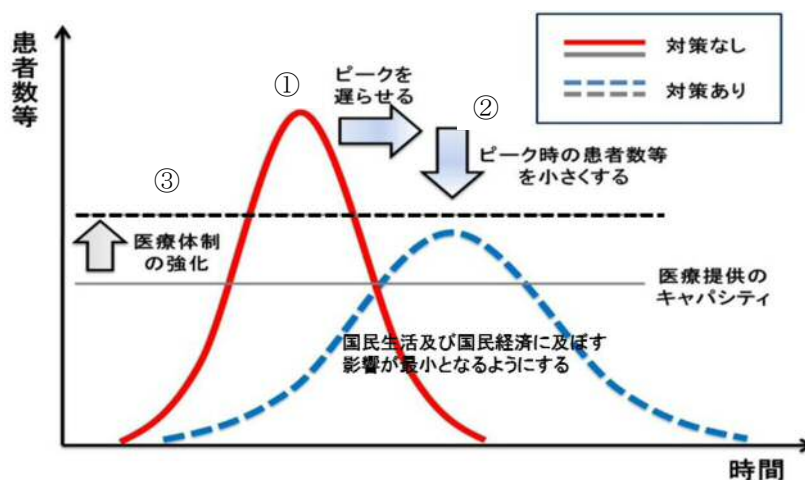
2 対策の目的及び基本的な戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせて、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療体制の強化を図ることで、適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らすとともに、事業継続計画の作成・実施等により医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持。



（出所）「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」

3 新型インフルエンザ等対策の留意点

基本的人権の尊重等、政府行動計画に掲げる点に加えて、次の点に留意する。

- ・ 地震等の自然災害と異なり、応援職員への感染や応援職員を通じた感染の拡大というリスクが伴うため、応援の可否、必要性、効果等をより慎重に判断して、広域調整に当たる必要がある。

4 新型インフルエンザ発生時の被害想定

項目	全国の想定	関西の想定
①罹患割合	国民の25%が罹患	同 左
②外来受診患者数	約1,300万～2,500万人	約253万～487万人
③入院患者数	約53万～200万人	約10万～39万人
④死亡者数	約17万～64万人	約3万～12万人
⑤1日当たり最大入院患者数	約10.1万～39.9万人	約2万～7.8万人

(注) 政府行動計画の想定を人口按分して算定。

②の上限値 2,500 万人をもとに、アジアインフルエンザを中等度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2.0%）として推計

5 発生段階

状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め下記の発生段階を設け、各段階の対応方針を定める。

発生段階	状態	政府行動計画の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期 (関西圏域内未発生期)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
関西圏域内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、関西圏域内では発生していない状態	国内発生早期
関西圏域内感染期	関西圏域内のいずれかの構成府県・連携県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	国内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

6 新型インフルエンザ等対策

(1) 実施体制

新型インフルエンザの場合には、動物インフルエンザから変異することがあること、動物インフルエンザの感染患者が発生した場合でも社会的影響が大きいことから、海外での動物インフルエンザ発生初めから、広域連合は構成団体及び連携県と連携し、段階的に体制を整える。

① 新型インフルエンザ等警戒本部

- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、政府の初動の対処方

針について協議・決定がなされたときに設置し、広域調整の準備を開始。

② 新型インフルエンザ等対策本部

- ・ 政府若しくは都道府県の対策本部の設置、又は関西圏域内の府県を区域とする緊急事態宣言が発せられたときで、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合に設置し、有識者の意見を踏まえ、支援対応にあたる。
- ・ 対策本部は、政府対策本部及び各府縣市対策本部との緊密な連携の元で対策を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 構成団体・連携県は、患者発生（定点）・ウイルス・入院・学校といった各種サーベイランスシステムを活用して、インフルエンザの発生状況等の情報を一元的に集約・分析するとともに、医療機関等の関係者に迅速かつ定期的に還元し、効果的な対策に結び付ける。
- ・ 構成団体・連携県は、各発生段階における患者発生状況を把握し、広域連合は、発生段階毎の構成団体・連携県の対応に応じて情報を収集し、関西圏域内の情報共有を図る。

(3) 情報提供・共有

- ・ 広域連合は、構成団体・連携県の広報チームと密接に連携して、その情報提供・共有を図るとともに、報道機関等へ情報提供を行うに当たっては、個人情報取り扱いに関する基準や情報の提供方法・内容等について共通化を図るため、必要な広域調整を行う。
- ・ 広域連合は、構成団体・連携県の情報提供との整合性に配慮しつつ、その発信力を活かして統一メッセージを出す等の情報発信を行うとともに、広域防災ポータルサイト等を活用した情報共有システムを構築する。
- ・ 構成団体・連携県は、海外発生期にコールセンター等を設置し、発生早期にその体制を強化する。広域連合は、各団体のコールセンター等に寄せられる問い合わせ等の情報を集約して共有を図る。
- ・ 広域連合は、風評被害防止のため、報道機関と連携し、発生地の正確な地理情報とともに感染症の正しい情報を発信する。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、広域連合は、関西圏域のどの地域でどのような緊急事態措置がとられているかを把握・広報する。

(4) 予防・まん延の防止

① 主なまん延防止対策

- ・ 構成団体・連携県は、感染症法に基づく患者等への対応の措置を行うとともに、住民・事業者等に対して感染対策を講じるよう、学校設置者に対して臨時休業を適切に行うよう要請する。事業者等が府県をまたがる場合に、広域連合は必要に応じて調整する。
- ・ 構成府県・連携県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じ、住

民に対し不要不急の外出の自粛の要請を行うほか、学校、保育所等に対し施設の使用制限の要請・指示を行う。

- ・ 広域連合は、府県をまたがった人の行き来の大きい地域において、構成府県・連携県が行う措置がより効果的に行われるための広域調整を行う。

② 予防接種

ア 特定接種

特定接種は、住民接種に先立ち、医療の提供並びに国民生活・経済の安定確保に寄与する業務を行う登録事業者や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して実施される。対象者の範囲、総数、接種順位等は国の基本的対処方針により決定される。

- ・ 構成団体・連携県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の接種を実施するとともに、登録事業者の登録等に協力する。
- ・ 広域連合は、府県をまたがる事業者などの特定接種が効率的に実施できるように、構成団体・連携県や構成団体・連携県を通じて事業者に対して働きかけを行う。

イ 住民接種

住民への接種の実施は、接種順位も含めて政府対策本部が基本的対処方針において決定する。

(7) 住民接種の接種体制

- ・ 市町村は、接種体制の構築を図るとともに、実施に当たり接種会場を確保し、原則として当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4) 府県を超えた広域接種

広域連合は、集団接種を中心に関西圏域での広域接種について、その実施体制を構築する。

③ 新型インフルエンザ等対策に係る研修や広域的な訓練の実施

(5) 医療

① 医療体制の整備と医療の確保

政府行動計画においては、海外発生期には「帰国者・接触者外来」における診療、感染期には一般の医療機関でも診療する体制に移行することなどが求められており、構成団体・連携県は、それぞれの行動計画に基づき、体制の構築を図る。

② 医療に関する調整の実施

関西広域連合は、検査体制の整備、医療資器材の整備・融通、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況に係る情報共有、患者の搬送・移送体制の確立等の広域調整について、関西圏域内の広域応援体制の構築に努める。

(6) 府県民生活・府県民経済の安定の確保

① 医療提供、府県民生活・経済の安定に寄与する業務の継続的实施

- ・ 医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、発生時に、府県民生活・経済への影響を最小限とできるように、特措法に基づき事前に十分準備を行い、緊急

事態宣言がされている場合でも、事業の継続を行う。

- ・ 構成団体・連携県は、指定地方公共機関に対し、準備確保の要請と業務計画の策定支援を行うとともに、緊急事態宣言がなされている場合は、緊急物資の運送、物資の売渡し等の要請・指示を行う。
- ・ 広域連合は、事業者等が府県をまたがり、統一した取扱いが求められる場合は、要請内容について広域調整を行う。

② 広域火葬の実施

広域連合は、広域火葬の実施体制を構築し、火葬場等の情報を収集・共有するとともに、逼迫時における構成府県・連携県間の応援・協力の調整を行う。

③ 府県民への呼びかけ等

- ・ 構成団体・連携県は、事業者のサービス提供水準に係る府県民への呼びかけ、生活関連物資等の価格の安定等のため調査・監視等を行う。
- ・ 広域連合は、関西府県全てを対象とした一斉の呼びかけ、調査・監視等の実施に当たり統一的な取扱いが求められる場合の広域調整を行う。

【参考】発生段階に対応したオペレーションマップ

発生段階	対策	国	構成府県・連携県	市町村	広域連合
未発生期	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画等の作成 ○情報交換及び連携体制の確認 ○訓練の実施(特第12条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画等の作成 ○体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○行動計画等の作成 ○体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○関西防災・減災プラン(感染症対策編・新型インフルエンザ等)の作成 ○体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化
	サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集 ○通常のサーベイランス 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集 ○通常のサーベイランス 		<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ(鳥インフルエンザ含む)対策に係る情報共有
	情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備、広域調整
	予防・まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域、職場対策の周知 ○緊急事態時における感染症対策の理解促進 ○衛生資器材等の供給体制の整備 ○水際対策の連携強化 ○ワクチンの研究開発、確保、供給体制の整備 ○事業者の登録 ○接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域、職場対策の周知 ○緊急事態時における感染症対策の理解促進 ○事業者の登録 ○接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域、職場対策の周知 ○事業者の登録 ○接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人、地域、職場対策の周知 ○緊急事態時における感染症対策の理解促進 ○事業者登録の協力・調整 ○広域接種体制の構築促進
	医療	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療体制の整備 -医療体制確保マニュアル等の提供 ○国内感染期に備えた医療確保 ○医療資器材の備蓄・整備 ○検査体制の整備 -迅速診断キットの開発等 ○医療機関等への情報提供体制の整備 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(国民の45%) 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療体制の整備 ○府県内感染期に備えた医療確保 ○研修、訓練の実施 ○医療資器材・医薬品等の備蓄・整備 ○検査体制の整備・PCR等の検査体制整備 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(国民の45%)及び流通体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療資器材等の備蓄・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療資器材・医薬品等の備蓄状況の収集・共有 ○研修、訓練の実施
国民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○指定公共機関の指定及び登録事業者の登録 ○緊急物資の流通・運送等の事業継続体制整備の要請 ○物資及び資材の備蓄等(特第10条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地方公共機関の指定及び業務計画等の策定支援 ○物資供給の要請等 ○広域火葬の体制構築等 ○物資及び資材の備蓄等(特第10条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域火葬の体制構築等 ○物資及び資材の備蓄等(特第10条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○物資供給の要請等にかかる広域調整 ○広域火葬の体制構築等 ○物資及び資材の備蓄状況の収集・共有 	
動物インフルエンザ患者発生時					
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○対策会議又は関係会議の開催 				<ul style="list-style-type: none"> ○対策準備室の設置
情報収集他	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の集約・共有・分析 				<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集及び連絡調整の開始
予防・まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症危険情報の発出 ○水際対策の開始 				
新型インフルエンザ等が発生した疑いがある時					
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○対策会議又は関係会議の開催 				<ul style="list-style-type: none"> ○警戒本部の設置
情報収集他	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の集約・共有・分析 				<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集及び連絡調整の強化
予防・まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症危険情報の発出 ○水際対策の開始 				
海外発生期	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○政府対策本部の設置(特第15条) ○基本的対処方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の設置(特第22条) ○対策の協議 		<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の設置
	サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○国際的な連携による情報収集 ○サーベイランス体制の強化 -患者の全数把握開始(感第12条) -学校等の集団発生の把握強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○サーベイランス体制の強化 -患者の全数把握開始(感第12条) -学校等の集団発生の把握強化 		<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有
	情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生状況情報提供 ○コールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生状況情報提供 ○コールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生状況情報提供 ○コールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ポータルサイト等による情報提供 ○コールセンターにおける情報の共有
	予防・まん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症危険情報の発出 ○水際対策の実施(検査の強化) -特定検疫港等の指定 -停留施設の使用(特第29条) -航空機等の運行制限の要請(特第30条) ○ワクチンの確保 ○特定接種の準備・開始(特第28条) ○住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症危険情報の発出 ○患者・濃厚接触者の健康診断受診の勧告・実施(感第17条) ○就業制限(感第18条) ○入院の勧告・措置(感第19条) ○特定接種の準備・開始(特第28条) ○情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種の準備・開始 ○住民接種体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有
	医療	<ul style="list-style-type: none"> ○国内発生に備えた医療体制整備 ○帰国者・接触者外来等の設置要請 ○PCR等の検査体制の確立 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰国者・接触者外来の整備 ○帰国者・接触者相談センターの設置 ○院内感染対策を講じた診療体制の整備 ○PCR等の検査体制の確立 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握 ○患者の搬送・移送体制の確立 		<ul style="list-style-type: none"> ○抗インフルエンザウイルス薬備蓄量の情報共有 ○患者の搬送・移送体制の確立
国民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○職場における感染対策の準備要請 ○指定公共機関等の事業継続に向けた準備要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定公共機関等の事業継続に向けた準備要請 ○広域火葬の体制構築等 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域火葬の体制構築等 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域火葬の体制構築等 	

発生段階	対策	国	構成府県・連携県	市町村	広域連合
園内発生早期	実施体制	○基本的対処方針の変更 ○政府現地対策本部の設置	○対策本部での協議 ○政府現地対策本部との連携		○対策本部での協議 ○政府現地対策本部との連携
	サーベイランス・情報収集	○サーベイランスの強化(患者の全数把握、学校等の集団発生の把握) ○患者の臨床情報把握	○サーベイランスの強化(患者の全数把握、学校等の集団発生の把握) ○患者の臨床情報把握		○情報共有
	情報提供・共有	○国民への情報発信の強化 ○地方公共団体との情報共有の強化 ○コールセンター等の充実・強化	○国民への情報発信の強化 ○コールセンター等の体制充実・強化	○コールセンター等の体制充実・強化	○ポータルサイト等による情報提供 ○コールセンターにおける情報の共有
	予防・まん延の防止	○水際対策の継続 ○住民接種の準備(接種順位の決定) ○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項)	○患者へ入院の勧告・措置(感第19条) ○濃厚接触者へ外出自粛要請・健康観察等(感第44条の3) ○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項)	○住民接種の準備・開始	○まん延防止対策における広域調整
	医療	○診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 ○抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導	○帰国者・接触者外来における医療提供の継続 ○帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の継続 ○患者等の増加に応じた一般の医療機関でも診療する体制への移行 ○PCR検査等の確定検査 ○抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用要請		○抗インフルエンザウイルス薬備蓄量の情報共有
	国民生活及び経済の安定の確保	○全国事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○統一的な取り扱いのための広域調整
緊急事態宣言時(特第32条)	実施体制	★緊急事態宣言(特第32条) ※期間・区域		★市町村対策本部の設置(特第36条)	
	予防・まん延の防止	★住民接種の対象者・期間の決定(特第46条)	★不要不急の外出自粛等の要請(特第45条第1項) ★学校、保育所等の施設の使用制限の要請(特第45条第2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 ★学校、保育所等以外の施設への協力要請(特第24条9項)、使用制限等の要請(特第45条第2項)、指示(同3項)及び施設名の公表	★臨時の予防接種の実施(特第46条)	★外出自粛、施設使用制限等の広域調整
	国民生活及び経済の安定の確保	★サービス水準に係る国民への呼びかけ ★緊急物資の運送を要請(特第54条) ★生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条)	★サービス水準に係る国民への呼びかけ ★緊急物資の運送を要請(特第54条) ★生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条)	★生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条)	★サービス水準に係る国民への呼びかけ ★緊急物資の運送要請等の広域調整
	医療				
園内感染期	実施体制	○国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更	○国内感染の拡大に伴う対策の変更	○国内感染の拡大に伴う対策の変更	
	サーベイランス・情報収集	○患者の全数把握 地域未発生期・地域発生早期の地域は、実施。地域感染期の地域は、中止し、通常サーベイランスを継続。 ○学校等の集団発生の把握は通常サーベイランスに戻す ○入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握	○患者の全数把握の中止等 ○学校等の集団発生の把握は通常サーベイランスに戻す。		○情報共有
	情報提供・共有	○国民への情報発信の強化 ○地方公共団体との情報共有の強化 ○コールセンター等の継続	○国民への情報発信の強化 ○コールセンター等の継続	○国民への情報発信の強化 ○コールセンター等の継続	○ポータルサイト等による情報提供 ○コールセンターにおける情報の共有
	予防・まん延の防止	○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項) ○特定接種の継続	○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項) ○濃厚接触者へ外出自粛要請・健康観察等の中止 ○住民接種の継続	○住民接種の継続	
	医療	○備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 ○医療従事者に対する従事要請及び補償 ○ファクシミリによる処方せん送付について対応方針	○帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び患者の入院措置の中止 ○一般の医療機関における診療体制へ移行 ○重症患者の入院治療、それ以外の患者の在宅療養へ移行 ○ファクシミリ処方体制の活用 ○備蓄している抗インフルエンザ薬の使用	○在宅療養患者への支援	○抗インフルエンザウイルス薬備蓄量の情報共有
	国民生活及び経済の安定の確保	○全国事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○統一的な取り扱いのための広域調整
緊急事態宣言時(特第32条)	実施体制		★緊急事態措置の代行・応援(特第38条、39条)	★緊急事態措置の応援(特第39条)	
	予防・まん延の防止	★住民接種の継続	★不要不急の外出自粛等の要請(特第45条第1項) ★学校、保育所等の施設の使用制限の要請(特第45条第2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 ★学校、保育所等以外の施設への協力要請(特第24条9項)、使用制限等の要請(特第45条第2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合	★住民接種の継続	★外出自粛、施設使用制限等の広域調整
	医療		★医療等の確保要請 ★臨時の医療施設の設置及び土地等の使用(特第48条第1・2項、第49条)		
	国民生活及び経済の安定の確保	★サービス水準に係る国民への呼びかけ ★緊急物資の運送を要請(特第54条) ★埋葬・火葬の特例等(特第56条) ★生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) ★患者の権利利益の保全(特第57条) ★新型コロナウイルス等緊急事態に関する融資(特第60条)	★サービス水準に係る国民への呼びかけ ★緊急物資の運送を要請(特第54条) ★物資の売渡しの要請等(特第55条) ★生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) ★広域火葬の実施等	★生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) ★要援護者への生活支援 ★広域火葬の実施等	★サービス水準に係る国民への呼びかけ ★緊急物資の運送要請等の広域調整 ★広域火葬の広域調整

発生段階	対策	国	構成府県・連携県	市町村	広域連合
小康期	実施体制	○基本的対処方針の変更 ○緊急事態解除宣言 ○政府対策本部の廃止(特第21条)	○対策の見直し ○対策本部の廃止(特第25条) ※政府対策本部の廃止	○対策の見直し ○対策本部の廃止(特第37条) ※緊急事態解除宣言	○対策の見直し ○対策本部の廃止
	サーベイランス・情報収集	○各国の対応に係る情報収集 ○通常のサーベイランス継続 ○引き続き学校等における集団発生状況の把握強化	○通常のサーベイランス継続 ○引き続き学校等における集団発生状況の把握強化		○情報共有
	情報提供・共有	○コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ ○情報提供の在り方の見直し ○コールセンター等の体制縮小	○コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ ○情報提供の在り方の見直し ○コールセンター等の体制縮小	○コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ ○情報提供の在り方の見直し ○コールセンター等の体制縮小	○コールセンターにおける情報の共有 ○情報共有体制の見直し
	予防・まん延の防止	○第二波に備えた住民に対する予防接種の継続		○第二波に備えた住民に対する予防接種の継続	
	医療	○第二波に備えた抗インフルエンザ薬の備蓄	○通常の医療体制に戻す。 ○第二波に備えた抗インフルエンザ薬の備蓄		
	国民生活及び経済の安定の確保	○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○統一的な取り扱いのための広域調整
(緊急事態宣言時)	予防・まん延の防止	★予防接種の継続		★予防接種の継続	
	国民生活及び経済の安定の確保	★全国の事業者による業務の再開周知 ★緊急事態措置の縮小・中止 ★新型コロナウイルス等緊急事態に関する融資	★事業者による業務の再開周知 ★指定地方公共機関への事業継続への支援 ★緊急事態措置の縮小・中止	★緊急事態措置の縮小・中止	

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。
★新型コロナウイルス等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置
特: 新型コロナウイルス等対策特別措置法
感: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律